

令和 7 年 第 4 回

武蔵野市教育委員会定例会

令和 7 年 4 月 2 日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和7年第4回武蔵野市教育委員会定例会

○令和7年4月2日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	吉 原 健	教育長職務代理者	清 水 健 一
委 員	岩 崎 久美子	委 員	森 田 亮
委 員	岸 本 葉 子		

○事務局出席者

教 育 部 長	真 柳 雄 飛	教育企画課長	牛 込 秀 明
教育企画課 学校施設担当 課長	田中丸 善 史	教育企画課 学校施設計画 担当課長	村 越 祐 介
指 導 課 長	荒 井 友 香	統括指導主事	高 丸 一 哉
教育支援課長	祐 成 将 晴	教育支援課 教育相談支援 担当課長	志 賀 直 樹
生涯学習課 スポーツ課長 (兼武蔵野市 歴史館担当 課長)	大 杉 光 生	生涯学習課 スポーツ推進 担当課長	茂 木 孝 雄
図 書 館 長	森 本 章 稔		

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案 第12号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則
4. 協議事項
 - (1) 令和7年度教育委員会各課の主要事業について
5. 報告事項

- (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について
- (2) 令和7年度武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について
- (3) 武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱等に係る専決処分について
- (4) 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令にかかる専決処分について
- (5) 武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分について
- (6) 武蔵野市立小学校及び中学校学習支援教室実施要綱の一部を改正について
- (7) 武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱等の廃止について
- (8) 武蔵野市立社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部改正について
- (9) 武蔵野市立武蔵野プレイス駐車場の管理に関する要綱の一部改正について
- (10) 武蔵野市立体育施設条例施行規則取扱要綱の一部改正について
- (11) 武蔵野市立第一中学校改築工事における建設資材落下事故について
- (12) 次期学習者用コンピュータの端末決定と今後の流れについて
- (13) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について

6. その他

◎開会の辞

○吉原教育長 それでは、ただいまから令和 7 年第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、森田委員、清水委員、私、吉原、以上 3 名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

冒頭、ご報告があります。

去る 3 月 27 日に開催されました令和 7 年第 1 回市議会定例会におきまして、教育長として私、吉原が任命の同意を得て、4 月 1 日付で就任いたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、昨日 4 月 1 日付で教育長としてお仕事をさせていただくことになりました吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、武蔵野市で 11 年前に教育部で事務局として関わらせていただき、武蔵野の教育のすばらしさについて身をもって当時いろいろな学びを得たことを覚えております。再びこうして武蔵野の地でお仕事をさせていただくことを私自身大変誇りに思っておりますし、また、微力ではありますが、これから武蔵野の教育のために教育長として全力を尽くしてまいりたいと思います。教育委員の皆様、そして事務局の皆様とともに学校を支え、武蔵野市の教育がますます充実していきますように私自身頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、教育長職務代理者として、昨日の臨時会での協議を踏まえ、昨年度に引き続き、清水委員を指名し、4 月 1 日から就任していただきました。つきましては、ここでご挨拶をいただきたいと存じます。

○清水教育長職務代理者 令和 7 年度武蔵野市教育委員会の教育長職務代理者として 1 年

間務めさせていただきます清水健一と申します。よろしくお願いいたします。

新たに教育長になられた吉原教育長を全面的にご支援いたしまして、より良い教育行政を進めていけるように微力ながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉原教育長 ありがとうございます。

◎事務局報告

○吉原教育長 それでは、これより議事に入ります。

まず、事務局報告に入ります。

教育部長より報告いたします。

○真柳教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等についてご報告します。

市議会文教委員会が3月6日に開催されました。教育委員会関連では、2件の議案と3件の行政報告がありましたので報告します。

1件目の議案は、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例の一部を改正する条例で、原案のとおり可決されました。

主な質疑として、今回条例に追加された学校施設整備基本計画は、なぜ当初から入れられなかったのかとのお尋ねには、昨今の物価高騰、実際の改築事業から生じた課題、市の調整計画策定での議論などを踏まえて、条例でしっかりと位置づけた審議会で審議するのが適切と考えたこととお答えしました。

関係者や地域の意見をどのように聞くのかとのお尋ねには、今年度からワークショップやスクールミーティングをやっており、分かりやすい情報提供や意見聴取の場の設定など、今年度やってきたことも踏まえて考えていきたいとお答えしました。

2点目の議案は、武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例で、原案のとおり可決されました。

主な質疑として、第五小学校児童の通学のスクールバスはどのように運行するのかとのお尋ねには、朝は全部で7便220名の児童の乗車を想定、帰りは授業終了後、15分から20分の間隔でバスを運行するとお答えしました。

また、路線バスの運転士不足の中、スクールバスの運転手は確保できるのかとのお尋ねには、契約の手続を進めている事業者からは、2名の運転手を確保しているという確

約を得ていることをお答えしました。

行政報告は1件であり、武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会の意見を踏まえた今後の長期宿泊体験活動の方向性について報告しました。

主な質疑として、1泊増やすモデル校の選定はどのようにするのかとのお尋ねには、セカンドスクールを長期にわたって経験し、その意義をよく理解している校長のいる学校を選定することをお答えしました。

また、費用面を含めて検討するのかとのお尋ねには、宿泊費や、万が一災害が起きたときの体制に関することも含めて検討することをお答えしました。

次に、3月13日から予算特別委員会が開かれ、3月24日に教育費の審査が行われましたので、代表的な質疑をご紹介します。

まず、不登校対応の支援員やフリースクールに関するお尋ねには、各校に家庭と子どもの支援員を配置しており、支援の対象者数は増加傾向にあること、支援員の研修は、学期に一度支援員が集まって情報共有をしていること、また、フリースクールに通う学生の学習については、必要に応じて学校で評価を行っていることをお答えしました。

次に、学校施設整備基本計画の改定のスケジュールや内容に関するお尋ねには、計画の全面的な見直しではなく、中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎の在り方を軸に、現在の計画を踏まえた改定をしていくことをお答えしました。

次に、学校における空調設置に関するお尋ねには、これまで普通教室や特別教室を中心に整備してきましたが、令和7年度には、生徒会室やPTA室なども試行的に設置していくことをお答えしました。

次に、新たに導入するスクールロイヤーの役割に関するお尋ねには、保護者と学校の双方の見解について事実を確認して法的な問題を整理することが役割として考えられることをお答えしました。

次に、学習者用コンピュータの共同調達に関するお尋ねには、機材調達のみが他市と共同で行うものであり、その後の初期設置、学校での配付、実際の運用は本市で行うこと、スケジュールとしては、6月までにソフトを選定し、7月までに契約を行いたいとお答えしました。

議会に関しては以上でございます。

次に、教育委員会に関することです。

2月23日に武蔵野市子ども図書館文芸賞表彰式を開催しました。受賞者17名中16名と

その保護者、審査員の皆様に出席いただきました。当日は、表彰状授与の後、各作品に込められた思いを受賞者から、講評を審査員からお話いただき、なごやかな雰囲気の中、式を行うことができました。

次に、市内の学校の状況についてご報告します。

3月25日には小学校、3月18日には中学校の卒業式を各校で挙行了しました。式において子どもたちは、程良い緊張感を持って落ち着いて挑み堂々とした態度だったと聞いています。子どもたちそれぞれが新しい場所で様々に活躍することを願っています。

来週7日には小学校の入学式が、翌8日には中学校の入学式があります。

次に、市立中学校の卒業生の進路状況について報告します。

3月末日現在、卒業生669名のうち43%が都立高校に進学し、47%が都内私立高校等に進学しました。

最後に、新学期の学校の予定ですが、各校で年度当初に保護者会を持ち、学校経営方針や学年や学級の目標、教科ごとの指導計画などを保護者にお伝えいたします。年度当初の機会を通して、子どもたちの成長を支えていく一層の信頼関係を学校と保護者が築いていくことを願っています。

失礼しました。先ほど申し上げた卒業生の進路状況について若干誤りがございましたので、再度申し上げさせていただきます。

3月末現在、卒業生681名のうち40.5%が都立高校に進学し、44.1%が都内私立高校等に進学しております。

説明は以上です。

○吉原教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 第五小学校のスクールバスについてお尋ねしたいと思うんですが、朝全部で7便と書いてあるんですが、何台のバスで回すのでしょうか。

○吉原教育長 学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 4月7日から本格的な運行をしていきます。その中では、2台のバスで順繰り回していくという予定になっております。

○清水教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうすると、一つのバスが1周するには大体どのぐらいの時間がかかりますか。

○吉原教育長 学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 朝の込んでいる時間帯で考えますと、約20分程度で一回りできる想定で今ダイヤは組んでおります。

○吉原教育長 清水委員。

○清水教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

実際に運行してみているとまた課題が出てくることもきっとあると思いますので、そのときはフレキシブルに対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○吉原教育長 学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 実は既に試乗期間を設けて、3月31日からバスを運行しています。その間は休みダイヤといいまして、1台のバスで運行をしており、この間は、保護者の方も試乗できることとしています。実際、試乗期間の運行でも、課題がいろいろ出てきています。当然、4月7日の新学期以降の本格運行になると、さらに課題は出ると思いますが、そこは柔軟に対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉原教育長 清水委員、よろしいでしょうか。

○清水教育長職務代理者 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

では、岩崎委員。

○岩崎委員 長期宿泊体験活動を1泊増やすモデル校指定のご報告がありましたが、このモデル校ではどのような観点からのモデルとして1泊増やすことをされるのでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 セカンドスクールの1泊延泊についてご質問いただきました。

現在、千川小学校と本宿小学校で実施を予定しておりまして、検証内容としては、1泊増やすことによって泊数についての今後の在り方の検討ということになっています。子どもたちの変容であるとか教員の負担感、それから現地の受入れ側の皆さんの受入れ状況など多角的に検討してまいります。

○吉原教育長 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

**◎議案第 1 2 号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置
条例施行規則の一部を改正する規則**

○吉原教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第12号、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。学校施設計画担当課長。

○村越学校施設計画担当課長 それでは、私のほうから規則改正の件についてご説明させていただきます。

議案第12号の資料をお開きください。こちらは新旧対照表となっております。

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則ということで、3月議会で条例の改正を行ったところになります。

こちらの規則に関しては、条例の運用に当たって必要な事項を定める規則となっておりまして、今回改正内容としては、ここに別表ということで第3条関係、委員の選出のところになりますが、このところを決めていくものになります。

まず、計画名のところで、「武蔵野市学校施設整備基本計画」を新しく位置づけさせていただいております。

関係者のところに、「武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者」、そして「武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員」、最後に「武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者」を追加する内容となっております。

学校施設整備基本計画については、令和7年度に策定審議会ということで設置して、令和8年度に改定する予定で進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第12号について採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉原教育長 ありがとうございます。

異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第12号、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定いたします。

◎協議事項

○吉原教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項1、令和7年度教育委員会各課の主要事業についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 それでは協議事項1、各課主要事業について説明します。

資料は事前にご覧いただいているかと思いますので、説明は全般的なものにとどめたいと思います。

こちらにつきましては、教育委員会で年度当初に主要事業ということを決めて、その後、四半期ごとに進捗管理をしていきます。本日は、その進捗管理の対象となる主要な事業について協議いただきたいと思います。

学校教育分野につきましては、昨年度、第四期学校教育計画が策定されたことを踏まえて事業を選定しております。また、学校教育計画で注目すべき指標を定めた事業については、その事業の表の一番下の行に、その指標の項目を記入しております。

また、生涯学習計画、スポーツ推進計画、図書館基本計画に基づいた主要事業も入れております。これらの計画も含めて、この主要事業の進捗管理の中でこの計画の進捗状況もやっていくというものでございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明、各課の各主要事業の内容につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

森田委員。

○森田委員 去年一年間で第四期学校教育計画を一緒に見させていただいたので、それに基づいて各事業がまとまっているものと認識していますので、一つ一つ気になるところを今言ってもしょうがないというか、今までやってきたことだなと思うので、今年一年

間この主要事業を見ていきたいなと思います。一つすごく気になっているのが、インクルーシブ教育というところで思い出したのですが、武蔵野東学園、私立の学校でありますけれども、また昨今結構ニュースになっているので、それは教育委員会として何かできることとか、あと今手をつけていることがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思いました。

○吉原教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 武蔵野東学園に関しては私立ですので、武蔵野市教育委員会として直接何かできるということはないです。ただ、そこ子どもたちが今後どうしたいのかというところは相談に乗れますので、それに関しては適切な相談先を案内することはできます。例えば、もう学校をやめたいということであれば、それに対してお子さんはどういう状況なのかと確認をして就学相談、転学相談に向けるとか、通常の学級の案内をするとか、また学校の中身のことに 대해서는教育委員会は何もできませんので、例えば子どもの権利の擁護委員につなぐとか、そういうような形でご案内はできるところで、そういうような対応をしているところでございます。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 併せてご報告したいと思いますが、武蔵野東学園に通っている武蔵野市の子どもたちだけではなくて、近隣市に対しても指導室課長同士の連絡会などを通じて、本市が持っている情報をできるだけ提供しているということについてはご報告しておきたいと思います。

以上です。

○吉原教育長 森田委員、よろしいですか。

○森田委員 はい。ありがとうございます。

○吉原教育長 続いて、岩崎委員。

○岩崎委員 以前武蔵野東学園はいろいろな経験知をお持ちなので、それを本市の特別支援に生かせないかとの質問をさせていただいたことがあります。そのときに教育長から、教育長が武蔵野東学園の理事か何かをされており、研修等いろいろな点での連携が図られていると回答をいただいたことがありました。そのような連携を踏まえた武蔵野市での対応はないのでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 昨年度については、あちらも様々な状況下にございましたので、指導課

であるとか教育支援課で研修の講師に招くということはできませんでした。今年度以降、あちらの状況も見ながら連携を検討するということはあるかもしれないというふうにお答えしたいと思います。

○吉原教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 併せて教育長について、以前、理事ではなくてアドバイザーボードということで任命されておりましたが、今はそれも退任しておるところでございます。

○吉原教育長 岩崎委員、よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見があればお願いいたします。

岩崎委員。

○岩崎委員 事業3の不登校の支援体制ですが、不登校になる前の予防措置という発想で体制づくりをすることは可能でしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 ご質問ありがとうございます。

事業3の設定目標①をご覧くださいませでしょうか。ここに、「スクールソーシャルワーカーや」の後に「不登校対策巡回教員」という名称が入っております。これは昨年度から東京都が取り入れた事業でございまして、教職員の中から不登校対応に特化した教員を選任するというもので、本市は昨年度1名、今年度2名指名がされております。こうした教員を中心にして未然防止であるとか早期対応についての研さんを各校で深めていくという事業を進めておりますので、そういった観点で悩んでいる子どもたち、それから休みまではいかないけれども、学級以外に少し居場所を求める子どもたちについての居場所の調整であるとか、そういったことを行っていきたいと考えております。

○吉原教育長 岩崎委員、よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

では、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 事業4の設定目標の②の外部コンサルタントを活用するというお話なんですが、どのような外部コンサルタントを想定しているのかということをお伺いしたいです。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 こちらは東京都の事業になりますので、詳細はこれからいただけると聞

いております。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎委員 通常、コンサルタントを使いたいというときには、こちらの課題とかニーズがあると思いますが、それを東京都にお伝えして、それに応じたコンサルタントをお願いするということでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 ありがとうございます。先般、東京都に対してのヒアリングがございましたので、こういった課題があるということを説明してまいりました。

大きな課題としては、本市の場合、例えば、「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定してから数年たって改定期を迎えているんですけども、これまでの取組の検証ができていないということであるとか、あるいは私たち、子どもたちのために様々な、例えば学習者用コンピュータを取り入れてみたり、教職員のためのシステムを導入してみたりということは順番に行ってきたんですけども、全体を見据えた情報政策の教育における専門家というのが庁内にいないために、全体像を見ての校務DXが進んでいるかということ、なかなかその部分が難しいところがあるということを課題として説明し、今後、東京都からそれに資するコンサルタントが派遣されるものと期待しているところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 令和7年度教育部各課主要事業ということで、第四期学校教育計画で示した指標という形が入ってきているわけですけども、これは各学校の先生方や地域の方々とか家庭の方々が第四期学校教育計画の実施状況、そして成果について知って考える上で大切な視点になるかなと思っています。

そういった意味で、この部分の記述の仕方って結構重要かなと思っているわけですけども、例えば事業1で、「教育目標や教育活動の発信に数値の肯定的回答率」ということが出ているわけですけども、これが指標になるということなんですが、肯定的回答率をどう捉えるか、どういうふうになっていったらいいのかとか、そういったもうちょっと踏み込んだ具体的な表記をするのはどうかなということを考えています。これに

ついて、もしあれば。

○吉原教育長 では、今の清水委員のご意見については。

教育企画課長。

○牛込教育企画課長 そうですね。ここに書いている表記については、第四期の計画の中で定めている文言そのまま書いておりますので、今後考えられるのは、進捗報告の中でこれに絡めた表現を入れるなどしてこの指標を定めた意義を生かしていきたいと思っております。

○吉原教育長 清水委員。

○清水教育長職務代理人 ありがとうございます。

学校評価もそうなんですけれども、方向性とか、こういうところまで到達できるようにしていきたいというビジョンを持って進めていかなくちやいけないと思っているわけなんですけれども、そういう意味においては、やはり評価していく側でどういう状況までいくのかよく話し合いをした上で、それぞれの期に応じて評価をするというような形で進めていくのがいいかなと思っております。

続いて、事業2、地域と連携した部活動の推進というところであります。

この事業の趣旨・概要の②番ですけれども、最後に「段階的に実施する」ということが書かれています。この段階的に実施するということなんですけれども、具体的にどんなイメージでお考えになっているかということをお伺いしたいのが1つと、段階的に実施する上で課題となることがもしあるとすれば、どんなことなのかということも教えていただけるとありがたいと思っております。

○吉原教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 まず、段階的な取組というところで、既に今年度始まるというところで、子どもたちの説明用の資料あるいは動画といったものを用意いたしまして、先生たちに、学校のほうに既に展開をしているところでございます。そういったところで、今後の取組についてまずは理解いただくのが第1段階かというふうに思っております。

次に、7月に入りまして、いわゆる3年生の引退期になってきましたらば、ここから具体的に実際にお試しというところで拠点校方式による合同部活動を行ってまいります。その後は、実際に取り組んでいって、その課題を検証して来年度につなげていくというのが概略ということになってくるかなと思っておりますのでございます。

そして、課題というところなんですけれども、1つは、やはり交通に対する安全性という

ところはあるかと思っています。こちらにつきましては交通安全課のほうとも連携いたして、どういうふうな取組ができるかということについて協議をしているところでございます。

また、先生方のご負担も増やさないようというところは、我々としても工夫していく必要があるというところで、今年度も部活動の在り方委員会の設定目標にも書かせておりますが、5回行いますので、その中でしっかりと検証しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○吉原教育長 清水委員。

○清水教育長職務代理者 ありがとうございます。非常に具体的でよく分かりました。

あと記述なんですが、ここの最後の指標のところなんですけれども、「「運動やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答率」と書いてあるんですが、これは文化部も含めるわけですよね。だから、ここのところの表記はこれでいいのかなと。文化部にも対応できるような形で書いたほうがいいのかと思っています。

それから、事業3です。教育相談体制の充実の部分ですけれども、不登校対応もそうなんですけれども、教育相談体制の充実、不登校対応ということを進めていく上で、情報共有と組織的な対応というのが非常に大切だと思っています。そういう意味では、各学校の校内委員会がとても重要な役割を果たすと思っています。

私は武蔵野市立小学校に在職したわけなんですけれども、校内委員会というのはどの学校にもあります。だけど、その校内委員会での取組というのは学校によって違います。それがすごく機能して計画的に進めているところと、一応やっているんだけど、それが実際に教育相談の充実とか不登校対応に結び付いていないというような部分もあるような学校もありましたので、やはりこれを各学校がきちんと進めていけるようにしていくということにおいて、ちょっとそういった記述があってもいいのかなと思いました。

また、恐らくどの校内委員会もスクールカウンセラーとか派遣相談員については声をかけて来ていただいているとは思いますが、これは絶対にそこに入っていたほうが、その後の連携ということではいいと思っていますので、その辺も全部の学校がそういう方向でいくような形にしていきたいなと思っています。

○吉原教育長 ありがとうございます。

指導課長。

○荒井指導課長 先ほどの岩崎委員からのご質問にも重なるところがあるのかなと思って
おりますけれども、既にスクールソーシャルワーカーは各校の委員会に参加するという
形を取っております。

また、不登校対策巡回教員の業務というのは、正に今言っていた、良い取組を
している学校の方法を他の学校にも広げることにあります。そういったことも含めて引
き続き業務を進めさせていきたいと思っております。

今いただいたご意見については、実際にこれが実現したかどうかということのご報告
の部分でご説明ができていけばいいなと考えております。

以上です。

○吉原教育長 清水委員。

○清水教育長職務代理者 事業4ですけれども、②の「先生いきいきプロジェクト2.0」、
これ「業務の効率化を一層進めるため」ということが書かれています。ここでいう業務
の効率化というのは、どのあたりを指しているのかなということを教えていただきたい
のが1つと、これ結構前から言っているんですけれども、働き方改革の推進ということ
がここに出ているので触れるんですが、退職辞令の伝達のために私大変驚いたことがあ
りまして、実は定年退職の方お一人と勧奨退職の方お一人、あと全部が普通退職で、結
構若い方が教員を辞めていっている。

今、教員というのはブラックだと言って採用倍率がうんと落ちている。非常に私、危
機的な思いでいるんです。それを変えていくには、学校ってこんなに充実してやりがい
のある仕事なんだよということがもっともっと市民、学生全部に知れ渡っていくという
ことがすごく大事だろうと思っています。

教職員が幸せに気持ち良く働けるような学校をつくっていくということ、これが管理
職のリーダーシップの一つとして大事なわけですけれども、これを進めていかないと、
働き方改革につながっていかないのじゃないかなということで、これ教育長にお願いな
んですが、校長会とか副校長会の中で、先生たちが幸せに感じるような学校、それがや
はり子どもたちの幸せにもつながりますし、そのあたりを熱く語っていただけるとあり
がたいなというふうに思っています。

○吉原教育長 では、質問について、指導課長。

○荒井指導課長 業務の効率化の部分については、例えば、昨年度の事例になりますけれ
ども、定期考査の採点などは、単純な丸つけであれば、今、採点ソフトなどでパソコン

上で行うことができるというところがございます。そういったところをICTを活用して進めることができるのではないかというふうに考えており、今年度も採点ソフト以外に何か方策がないかということを検討していきたいところでございます。

ご質問にはないんですけれども、教員のやりがい支援については、事業の11番で事業としても取り上げていきたいと考えております。

○吉原教育長 後段の清水委員のご意見につきましては、教育長としての思いや考えをしっかりと校長会等でお伝え申し上げたいと思います。

○清水教育長職務代理者 よろしくをお願いします。

まだ続きあるんですけれども、いいですか。

○吉原教育長 お願いします。

○清水教育長職務代理者 事業7です。安心できる学校・学級風土づくり、これ大切な取組だと思っています。

最近、小学校の行事に行くと、児童がアイデアを出し合って、児童が準備から運営までを行う、そういう取組が増えてきたように思います。一方で、校長先生からは、卒業生の半数しか市内公立中学に進学していないという話も聞きました。

1つは、今、小学校でどんどん進めているような取組を中学校でもどんどん取り組んでいただきたいなということを思っています。そういうことも含めて、今、武蔵野市で小中の連携というのをやっているわけなんですけれども、具体的に目指す児童像、生徒像ということ共有して、学びの方法も共通していく、そういった一貫した指導による学びの成果が、小学校、中学校を通して9年間で目に見えるようにしていくということがやはり公立離れを止める方法ではないかなと思っています。ぜひ公立中学校へ進学する割合を高めていくといった具体的な方策の一つとして小中連携をより充実したものにしていていただきたいなということを思っています。

続けていいですか。

○吉原教育長 お願いします。

○清水教育長職務代理者 事業9です。第四期学校教育計画で示した指標というのは、ここに載っていないんですけれども、計画の31ページに該当することがこれに当てはまるのかなと思っています。ぜひ児童の成長であるとか心の変容を図る評価を検討していただきたいと思います。

これについては、何か具体的に今ここまで行っていますよとかというのはありますか。

○吉原教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

実際の指標にはここに書いてはおりませんが、我々としても、この長期宿泊体験活動の検証ということは非常に大事だと考えております。

この4月にセカンドスクール事業に関する説明会がございまして、そこで今年度、先生方に行っていただくアンケート等もお示しする予定でございます。そちらにつきましては、前回、前々回でお示しさせていただきました検証委員会の報告書の中にありました人間関係形成、課題解決能力、また社会参画等、そこにつながるようなアンケートということで今作成をしているところでございますので、それに基づき、先生方にも子どもたちの変容というところを見ていただこうと考えているところでございます。

○吉原教育長 清水委員。

○清水教育長職務代理者 事業10ですけれども、児童・生徒の主体性を引き出しながら探求的な学びを展開していく事業が増えているということを感じています。これととてもいいなと思っています。更に学びを充実するという意味で、やはり教育資源の活用というのはどんどんこれからも進めていっていただきたいなと思っていますところです。

事業の趣旨・概要の①番の最後に、「住民との協働的な学びを推進する」とあります。これ言っている意味はすごく分かるんですけども、協働的な学びという表現がちょっと私引っかけたので、別の表現がないかなということを今考えているところですけれども、私もぴったりとするのが浮かばないんですが、そのところをちょっと感じました。

それから、続けますけれども、事業11です。ここに書かれていることはとてもいいなと思っています。設定目標もいいと思っています。

若手教員が、昨日の辞令伝達も非常に大勢いる。彼らが自信を持って学校で教員として一人前になっていく、そういう支援をしていきたいなと考えているわけですが、いろいろな話から学ぶことというのたくさんあるんですが、やはりいい授業を見ると、ということが若い先生たちにとっては非常にプラスになるということを考えています。したがって、指導教諭による授業、これは中学校の先生で教科関係なく、また校種関係なくそういうのを見る機会というのをぜひ増やしていっていただきたいなと思っています。

○吉原教育長 では、ここまでのところで、事務局から清水委員のご意見に対してございますか。

指導課長。

○荒井指導課長 ご意見については承りたいなと思っているんですが、1点ご質問をさせていただいてもよろしければ、事業10の協働的な学びというところに引っかかるということなんですが、どのように引っかかるか教えていただけますと、私どもも検討ができるかなと思いました。

また、指導教諭の授業ということについては、市内の指導教諭の活用はもちろんですが、今年度に関しては、近隣区の指導教諭からの協力も得られるということが分かりましたので、広く見て様々な指導教諭の方にご支援いただきながら若手を育てていきたいと、このように考えております。

○吉原教育長 では、その協働的な学びに関して。

○清水教育長職務代理者 ちょっとその前に、近隣市の指導教諭から授業を見せてもらうというのは非常にいい取組だなと思いました。

協働的な学びというのは、よく地域と学校が協働的に学びを充実させるために協力をするということがありますよね。先生とか外部講師であったり地域の方が子どもたちと一緒に学びをつくっていくという考え方からすると、それを協働的なと言っているのかなというふうに思うんだけど、その学びの主体が子どもたちであるということで、地域の方もその経験から得ることってたくさんあると思うんだけど、主体が子どもたちだというあたりで、協働的というよりも、子どもたちの学びをより高めていくために地域の方の力を得ていくというようなイメージを私は持っているものだから、協働的というところがこの表現でいいのかなということを感じたということです。

○吉原教育長 ありがとうございます。

では、その協働的な学びの文言等については、その意味についてきちんと共有できるような形で合意形成を今後図ってまいりたいと思いますので、清水委員、よろしいでしょうか。

○清水教育長職務代理者 はい。

○吉原教育長 では、続けてお願いします。

○清水教育長職務代理者 事業13ですけれども、武蔵野市ロードレース2025、これ今年も私出させていただいたんですけれども、あいにくのお天気であったんですが、実に楽しそうに参加していました。これととてもいい取組だなと私は思っています。ぜひ続けてほしいなということで、天候にかかわらず取り組んでいったわけですが、唯一残念だ

ったのは、市内の中学校のチームが多数出ていたと思うんですが、入賞できなかったんですね。これが私としては非常に残念で、今まで結構武蔵野市の中学校が活躍していたと思うんですけれども、これ何とかならないのかなということを考えています。

それから、事業15です。天然記念物ということがここに出てくるんですけれども、天然記念物に指定されるとどんな特典があるのか、どういう状況になると指定解除になるのかというところを教えていただきたいと思います。

○吉原教育長 今のご質問について、事務局お願いします。

生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ご質問ありがとうございます。

こちらは確認させていただいて、またお伝えいたしますので、よろしくお願いします。

○吉原教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 清水委員におかれましては、大変天候の悪い中、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

市内の学校には、部活担当の先生も含めてたくさん参加していただいているんですが、今年度入賞できない状況がございました。引き続き、市内の中学生等が参加しやすくなるよう、PR等推進してまいりますので、今後ともご支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○清水教育長職務代理者 よろしくをお願いします。

○吉原教育長 ほかにございますか。

では、岩崎委員をお願いします。

○岩崎委員 では、まずは1つ目は訂正をさせていただきたいと思います。

私は十数年前に国の仕事の視察で武蔵野東学園に行きました。そのときは非常に良い運営をされていた印象があったので、先ほどの発言になったわけです。しかし、確認しましたら、森田委員の質問は、現在学園内でトラブルが生じていて、武蔵野東学園から児童・生徒さんが武蔵野市内の学校に移りたいという要求が増える可能性があるとしたら、武蔵野市として受け入れる可能性があるかとの趣旨であることを理解しました。先ほどの発言に関しては、私が状況認識をきちんとしていなかったということをお詫びいたします。

質問としての2点目は、清水委員がおっしゃった普通退職の教員が多いという現状に

関してです。

なかなか難しいのですが、外部機関によって退職した理由、離職の理由を把握することができれば、こちらで対応できる知恵が出ると思いますが、そういうことは可能でしょうか。

それから、事業10に関して、第四期学校教育計画で示した指標を全国学力学習状況調査の「「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答率」を指標にすることはとても良いと思っており、これがほかの自治体より高いことが証明されるといいなと思います。

しかしながら、市民科の充実と、この指標が必ずしもストレートに結び付かず相関が見られると言い切ることはできないので、可能であれば、市民科の理念に応じた何らかの指標を別途、この教育計画における指標とは別に取って、市民科の理念が児童・生徒に反映されていることを明らかにされても良いと思います。

それから最後になりますが、図書館のレファレンスに関してです。

レファレンスの充実、その質が高いかどうかは、その図書館の専門職員の資質・能力を図る大きなメルクマールかと思っています。そこで、図書館長の感触として、自分の館のレファレンスの機能は優れているか、まあまあか、若干課題があるのか、そういった主観的な感触でいいんですが、教えていただきたいと思います。

十分機能しているということであれば良いし、まあまあだったら、どういう形でその資質・能力を向上させようとするかも含めて教えていただきたいと思います。

○吉原教育長 ありがとうございます。

では、今の岩崎委員の3つの質問について、指導課長お願いします。

○荒井指導課長 まず、退職教員の退職理由については、退職に当たっては1か月以上前に東京都教育委員会に所定の届出を必要としておりまして、そこには退職理由を明記する必要があります。ですので、退職事由についても私どもは把握しております。

ここに1点、ぜひ教育委員の皆様にもご理解いただきたいと思うのは、確かに15名の方が退職しているわけですが、一人一人、次の進路に向かって非常に前向きに退職されている方が多いということをご報告したいと思っておりますし、また、中には様々な事情で一回退職をせざるを得ない。けれども、将来的にもう一度武蔵野市で教職員として戻ってきたいんだということも前向きに述べている職員はおります。この時代ですので、退職をするということが従前よりもハードルが低いという事実についてはご

認識いただきまして、前向きに次を頑張ろうと、数年後戻ってくるので待っていてくださいという教員もいるということはぜひ強調させていただけるとありがたいかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎委員 決して否定的なことではなく、事情を分析すると、例えば戻ってきたいというニーズがあるのであれば、柔軟に受け入れられるような制度設計ができるかとの議論も可能なので、その理由をきちんと把握して、前向きに対応できるかどうかを検討する材料にすれば良いと思います。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 ありがとうございます。

教員の任用につきましては、東京都教育委員会の所管になるところです。今ご指摘いただいた内容については、既に東京都教育委員会は制度として持っておりまして、一旦退職した教員が再度復帰する際の選考というのは、一般の選考とはまた別に行われているという事実がございます。また、市として柔軟に対応できるかというところにつきましては、本市の場合、市講師という制度を取っております。今回もやむを得ず退職をするんだけど、短時間市講師として任用を継続してほしいという希望があり、ここについては対応を図っているところでございますので、引き続きこのように柔軟に動いていきたいと思っております。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎委員 分かりました。状況を知らなくて、清水委員が普通退職者が多いという事実のご指摘にちょっと驚きましたが、そういう意味では制度が柔軟になっており、時代に即応しているということで安心しました。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 説明する機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

○吉原教育長 では、続いて、図書館長。

○森本図書館長 レファレンスの件についてご質問いただきましてありがとうございます。

まず、レファレンスの当館の機能がどうかというところのご質問ですが、なかなかちょっと体感でというところにはなってしまうんですが、状況をまずお伝えしますと、レファレンスを、うちの市内に3館ありまして、そちらのほうで、書架案内というものも含めると、年間大体5万件弱受けているような状況でございます。その中で詳

しくこれは調べてほしいというようなオーダーがあったものについては個別に対応というような形でやらせていただいておりますけれども、その対応に当たって、私も逐一、こういう回答をしますということで内容を見て、その質問された方にお返しをするようなところで内容をチェックしておりますけれども、かなりお褒めの言葉もいただくような状況というのもございまして、レファレンスとしては一定機能しているというところと、ある程度の質は保てているのではないかなというところは考えているところです。

先ほど5万件ということもお伝えしているんですけれども、やはり市域の広さですとか利用者の状況で数というのは変わってきますので、他市との比較というのはなかなか難しいところかなと思うんですけれども、一定そういうお声をいただいているというところと、一定そのトラブルといいますか、ここはちゃんと分からなかったみたいな話というのはほとんど聞くことがございませんで、今のところはいいい状態かなというふうには思っているところでございます。

また、2点目のレベルアップですね。レファレンスの対応に対するレベルアップというところにつきましては、前からちょっとお伝えはしているんですけれども、経験がない職員にやはり頼っている状況というのは一定あって、そこは課題だなとは思っています。そこをレファレンスの技術、レファレンスのインタビューから入りまして、こういったところを調べたらいいのか、こういった本に当たったらいいのか、こういった情報に当たったらいいのかというところの流れみたいなものを逐一館内で共有をするような形で研修を、レファレンスの研修は、特に内部の研修でもかなり頻度が多くて、毎月1回は館内整備で、今日なんですけれども、研修を持つようにしております、その中でも、ほかの研修に比べますとかなり大きい割合で、中の正職員もそうですし、窓口で図書の返却ですとか貸出しに当たっていただいている会計年度任用職員の方にもその研修を受けていただいて、いかに適切にレファレンスにつないでいくかというところの作業も共有するような形で進めておりますので、ただこの現状に甘んじることなく更に上を目指して、ほかの研修、外部の研修ですとか専門の講師を招いた研修というのも引き続き続けていって、こういう質の向上というところにはつなげていきたいなと思っております。

以上です。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎委員 今のご意見に関連しまして、今後生成AIの検索機能の水準が上がっていくとしても、生成AIとの差異化、本を使うレファレンスの持つ重みをやはりきちんと認識

していただけるといいなと思います。特に武蔵野市の方々は民度が高いので、図書館の持つ重みは非常に大きいと思われますので、ぜひその点は重点化して考えていっていただきたいと思います。

○吉原教育長 図書館長。

○森本図書館長 ありがとうございます。

やはりAIの進歩と、そのレファレンスの部分については、かなり使える部分というのも一定見込めるとは思っておりまして、そこを進めていくのと同時に、やはり従来の紙の本に当たっていく、資料に当たっていくというところは非常に必要かなというふうには思っております。

例えば郷土資料などについては、なかなかほかの一般の書籍ですとか資料に比べますと、電子化がなかなか進まない部分だとは思います。どちらかという、より地域のことですとか、そういう狭い分野の、狭いスポットに当たったようなご質問というのが現状では多いのかなと思うところがありますので、そういったものに対しては、従来ある紙の資料というところがかなり重要と考えているところも踏まえ、そういったところを大事にしながら今後も他自治体の動向等も見据えながら考えていきたいなと思っているところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。ありがとうございます。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 すみません。先ほどの天然記念物の文化財のお話、登録について答えさせていただきます。

令和4年度から文化財保護条例を改正しまして、市の登録文化財として登録ができるようになったということで、天然記念物については3件、登録をしています。今後、令和6年度に行った武蔵野市の自然環境等実態調査というのがありまして、それを踏まえてまた基準をつくって、また令和7年度以降も登録を進めていきたいということで考えております。

登録をされますと、みどりのまち推進課から3年に一度、30万円ということなんですけれども、補助金が出るということになります。

解除についてですが、例えば相続とかの関係で切り倒されてしまったりとか破損されてしまったという場合に解除になるということで聞いております。

以上です。

○吉原教育長 清水委員、よろしいですか。

○清水教育長職務代理者 図書館長のお話を伺っていろいろ分かったんですけども、事業16の事業の趣旨・概要の最後に、「図書館人材の育成を計画的に実施する」と書いてあります。これ割と毎年この言葉が出てきているんですけども、さっきお話を聞いた中で一部分かったことがあったんですけども、いろいろな取組をして人材育成を図っている。そういった中で、成果というのが必ず見えてくると思うので、これから先、第2期とか第3期とやってきっと進捗状況が書かれていくと思うんですが、できるだけ具体的な成果をここに上げられるといいかなと思いました。

それから、事業17なんですけれども、第四期の計画に出ている内容として、学校図書館の機能教科とラーニングコモンズの効果的な活用というのが文言として書かれているので、ラーニングコモンズというものがこれから校舎の建て替えで増えていくと思うんですけども、そういったものについて、やはり活用を推進していく意味において何かここに盛り込めたらいいのかなというふうに感じました。

○吉原教育長 図書館長。

○森本図書館長 ありがとうございます。

2点いただきまして、人材育成の計画的な実施のところにつきましては、事業の進捗のところで表させていただきたいと思います。

それと、学校図書館の支援の部分につきましてはですけども、子どもたちの読書活動の推進のところにも書かせていただいたんですけども、設定目標の③のところで、公共図書館のほうでこういった、例えば選書ですとかレファレンスの部分のこういった部分で、公共図書館としてはこういうふうにやっていますよというような情報提供というところを学校と連携する機会というのが年に何回かありますので、そういったところで情報提供を重ねながら、何か使っていただけるような仕組み、支援みたいなのところというのは探っていきたいなというふうには考えております。

○吉原教育長 清水委員、よろしいですか。

○清水教育長職務代理者 はい。

○吉原教育長 ほかに、委員の方からご質問ありますか。

岸本委員。

○岸本委員 戻って恐縮です。事業7の安心できる学校・学級風土づくりについてです。

質問ではなくて提案です。設定目標に、今からもう一言二言書き込めればという提案です。保護者との情報共有や保護者の信頼を得るといった文言がもう少しあればと思いました。

この事業7に入るいじめに対しては、保護者の関心がとても強い、敏感であるところだと思います。先ほど清水委員から問題提起のあった、公立中学への進学率の問題、これは中学の進学に関しては、小学校の児童本人よりも保護者の意向がかなり入ってくるころだと思います。保護者の中には、私立中学での学力向上への期待のほかに、まさしく安心できる環境であるかどうかという懸念もあるように思います。そこで、今はこの設定目標の中に、子どもの権利について保護者への発信という形で入っていますけれども、もう少し踏み込んで、実態の共有まではなかなか個人情報に関わるところで難しいかと思いますが、情報共有をし、信頼を得る取組を図るといった文言があると良いかと思いました。

この段階で書き込むことが難しければ、私たちの間での共通認識として持っておきたいと思い申し上げた次第です。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 ご意見として承りたいと思います。

この時点で書き込めないとかそういったことではなくて、あくまでこれは協議事項だと考えていますけれども、信頼を得るための取組がここだというふうに考えて記載をさせていただいているところでございます。

例えば「信頼を得る」というふうに書いた場合、指標にできるかという、そういうことでもないなと思っています。保護者の方の信頼を得るために、例えば設定目標の①にあるような取組を行い、また②にあるような取組を行って各校に還元をしていくことで、各校の取組を翌年度までさらに充実させていくと、そういったプラスのサイクルをつくっていききたいということで、決して信頼を見据えていないということではなくて、それを得るために、これ教育委員会各課の事業ですので、教育委員会各課が何をできるか、指導課が何をできるかと考えたときに記載をさせていただいたところです。ただ、内容については再度検討していきたいと思います。

○岸本委員 ご説明ありがとうございます。特に後段のところの組立ての部分が私の理解不足がありました。おかげさまでよく理解できました。

○吉原教育長 ほかに委員の方からご質問、ご意見ございますか。

それでは、様々ご意見、ご提案等頂戴したところでございますが、委員の方からいただいたご意見の趣旨は十分事務局で受け止めていただき、今後の取組にしっかり反映していただきたいと思います。

それでは、協議事項1につきましては、説明のとおり、令和7年度教育委員会各課の主要事業について了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 ありがとうございます。

それでは、このように進めさせていただきたいと思います。

◎報告事項

○吉原教育長 次に、報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてです。

教育部長。

○真柳教育部長 それでは、報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてご説明します。

人事の決定につきましては教育委員会の権限となっておりますが、例年どおり市長部局で市全体の調整の中で、事務局職員も含めましてお手元の資料にありますとおり人事異動の内示を行ったものでございます。

発令は4月1日となっております。この内示は、3月21日にございましたが、この間、教育委員会を開催してお諮りする時間がなかったことから、教育長職務代理者による専決処分を行った上、本日ご報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告でございますので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項2、令和7年度武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市立学校教職員の定例の人事異動でございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長職務代理者による専決

処分とさせていただいたものでございます。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○荒井指導課長 お手元の令和7年度教職員定期異動状況をご覧ください。

退職者につきましては、校長の退職者が2名、副校長の退職者が2名です。主幹教諭及び指導教諭の退職者はゼロ名、主任教諭の退職者は3名、教諭の退職者は8名です。主任養護教諭、養護教諭及び学校事務職員の退職者は、いずれもゼロ名です。市全体では15名となります。

続いて、市外転出者につきましては、校長ゼロ名、副校長ゼロ名、主幹教諭2名、指導教諭ゼロ名、主任教諭16名、教諭17名、主任養護教諭1名、養護教諭ゼロ名、学校事務職員ゼロ名で、市全体では36名となります。

退職者及び市外転出者を合わせますと、合計で51名となります。

続いて、市内転入者につきましては、校長2名、副校長3名、主幹教諭14名、指導教諭3名、主任教諭38名、教諭14名、主任養護教諭1名、養護教諭ゼロ名、学校事務職員ゼロ名で、市全体では75名となります。ただし、この中の32名は市内での移動や自校昇任などですので、実際に市内に転入した教職員は43名となります。

さらに、新規採用者は、小学校26名、中学校16名、合計42名おります。この中には、昨年度、期限付任用教員から今年度、正規採用教員となった者が4名含まれますので、実質の新規採用者は38名です。

市内転入者及び新規採用教員を合わせますと、81名となります。

なお、異動対象者の氏名等につきましては、令和7年度市立小中学校教職員異動一覧をご覧ください。

説明は以上です。

○吉原教育長 この報告事項につきましては専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項3、武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱等に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、社会教育委員の委嘱に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長職務代理者による専決処分

をさせていただいたものでございます。

それでは、説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○**茂木スポーツ推進担当課長** それでは、報告事項3、武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱等に係る専決処分についてご説明いたします。

冒頭にスポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

昭和36年に制定されましたスポーツ振興法により、体育指導員が位置づけられました。本市では、昭和37年度に初めて体育指導員として20名を委嘱してございます。

平成23年（2011年）にスポーツ基本法が制定され、スポーツ推進委員へと名称変更と新たな役割が追加された次第でございます。学識経験があり、社会的信望を有し、スポーツの実技指導に熱意と能力のある方を青少年問題協議会地区委員会、PTA、スポーツ関係者等、地域からの推薦を受け、教育委員会が選考し委嘱するものでございます。

それでは、資料をご覧ください。

東部ブロック、第一小学校区域の小宮真希さんが、本人のご都合により解職し、新たにご推薦いただきました安田博昭さんを委嘱いたします。安田さんは、中部地区第四小学校区域担当となります。

なお、武蔵野市スポーツ推進委員の定数は32名以内であり、現在31名となっております。

第一小学校区域の減は、東部ブロック全体で支援してまいります。

今後も市民のスポーツを推進していくため、適宜委嘱してまいります。

以上でございます。

○**吉原教育長** この報告事項につきましては専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項4、武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令にかかる専決処分についてです。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○**牛込教育企画課長** それでは報告事項4、武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令にかかる専決処分について説明いたします。

こちらにつきましては、令和7年4月1日付の市全体の組織改正が3月21日に示され、

それに基づく改正ですが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、専決処分とさせていただいたものでございます。

内容としましては、学校施設整備基本計画の改定作業を今年度から行うに当たり、子どもの学びを第一に、当事者や専門家の意見も踏まえまして建築面、財政面から検討して学校改築事業を進めていくというため、この処務規程の一部を改正し、学校施設計画担当課長の職を設置したというものでございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 この報告事項につきましては専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項5、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分についてです。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 それでは、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分についてご説明いたします。

本改正は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布、令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁固が廃止されて拘禁刑に一本化されることにより改正を行うものです。

武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の第29条において、武蔵野市歴史公文書等管理員が職務上知り得た秘密を在任長及びその職を退いた後に漏らした場合、1年間以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされていますが、こちらの刑法等の改正により、「懲役」という文言を「拘禁刑」という改正をするものです。こちらの刑法等の改正のための改正が、武蔵野市職員の退職手当に関する条例などほか9つの条例も影響を受けることで、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、全ての条例を一括して市議会において諮ったものになります。

説明は以上です。

○吉原教育長 この報告事項につきましても専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましても了承されたものといたします。

次に、報告事項 6、武蔵野市立小学校及び中学校学習支援教室実施要綱の一部を改正についてです。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○荒井指導課長 武蔵野市立小学校及び中学校学習支援教室実施要綱の一部を改正する要綱についてご説明させていただきます。

これまで小学校では個別支援教室、中学校では学習支援教室、それぞれが指導課と教育支援課で分かれて運用されていたところがございます。今般、学習支援に係る活動であるということで指導課で一本化して整理することにいたしました。それに伴い、これまでは「学習支援教室実施要綱」としていたところを、「学習支援教室等実施要綱」といたし整理をしたところでございます。

以下の条項につきましても、個別支援教室を加えるために整理をしたところで、支援員の名称も「学習支援教室等指導員」ということで「等」がついて、いずれに対しても、ある意味、小学校、中学校一貫して子どもたちが授業時間以外に学べる場の設定をということで今回要綱の改正をしたということでご報告いたしました。

以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましても了承されたものといたします。

次に、報告事項 7、武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱等の廃止についてです。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○荒井指導課長 武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱等を廃止する要綱としてご説明させていただきます。

まず、(1)にございます武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱については、前回の教育委員会のときにお認めいただきましたが、規則に改定されるために、(1)の部分は廃止ということで考えております。

また、(2)から(4)ですけれども、小学校ティーチングアシスタント、それから小学校サポートスタッフ、水泳指導補助員につきましては、職能整理の中で学習指導補助員に整理・統合したところでございます。また、サポートスタッフについては、家庭

と子どもの支援員との統合を行ったということで、個別の要綱について廃止をしたいところでございます。

以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

岩崎委員。

○岩崎委員 法律の扱いが分からないので教えていただきたいのですが、例えば、（２）であれば、学習指導員の設置要綱をつくった段階で、従来のティーチングアシスタントの取扱要綱は廃止するとすることもありそうですが、今回のような手続を取るものなのでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 説明が不十分で申し訳ありませんでした。

既に学習指導補助員についての規則というのは、要綱というのはございまして、こちらに統合するという趣旨でございます。

○岩崎委員 2つあったということですね。

○荒井指導課長 そうですね。これまでは別々の職としてあったので、それを統合するというので、なくなる側の要綱を削除したいということでございます。

○岩崎委員 分かりました。理解しました。

○吉原教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項８、武蔵野市立社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部改正についてです。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 それでは、武蔵野市立社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。

本改正は、補助金の交付額の改正に係るものでございます。

武蔵野市社会教育関係団体バス借上げについて、市に社会教育関係団体として登録をされている団体が研修などでバスを使用する際に補助金を交付するものになります。現在、1団体当たり8万円を限度ということで交付しておりますが、昨今のバス借上料金の高騰等を考えまして、10万円に引き上げるというものでございます。

10万円といいますのは、過去10年程度前に団体が見積りを取られていたバス借上げの

相場を調査すると、現在に比べて20%程度上がっているということで、10万円というふうな設定をさせていただいております。

予算上は、令和7年度の予算の一部として市議会においてお認めいただいております。また、併せて申請様式も一部現状のものに合わせまして改正をしております。

説明は以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

森田委員。

○森田委員 私が出ている青少年問題協議会の会議の中で子どもたちにサッカーを教えている団体の方がいらっしやいまして、サッカー少年団の方だったと思うんですけども、やはり補助が少ない、もうちょっと上がらないのかという話をされていたのを非常によく覚えているんですが、そういう子どもたちの団体は、この社会教育関係団体の中に含まれているのかどうか教えてもらえるとうれしいなと思います。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 社会教育関係団体の登録をされていれば、その内容いかになるので、今お話ですと、恐らくされていて、社会教育関係団体というものになっていけば補助が出るということになりますので、いろいろスポーツだったりとか、ほかの子どもの教室なども登録されている団体はありますので、恐らくされているのではないかと思います。

○吉原教育長 よろしいですか。

○森田委員 はい。分かりました。

○吉原教育長 ほかにございますか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項9、武蔵野市立武蔵野プレイス駐車場の管理に関する要綱の一部改正についてです。

本件については、報告事項10、武蔵野市立体育施設条例施行規則取扱要綱の一部改正についても同様の改正理由であることから、一括して説明します。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 それでは、報告事項9と報告事項10について併せてご説明させていただきます。

まず、報告事項9の武蔵野市立武蔵野プレイス駐車場の管理に関する要綱の一部を改

正する要綱と報告事項10、武蔵野市立体育施設条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱につきまして、同様に指定管理者の再指定に係る改正のために一括してご説明いたします。

まず、武蔵野市立武蔵野プレイス駐車場の管理に関する要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明します。

武蔵野プレイスにつきましては、3月の教育委員会定例会にて、武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則に規定する施設の利用料免除に関する改正についてご審議いただきました。今回の要綱は、この施設の利用料免除に関するもののうち駐車場に係る規定を改正するものです。

駐車場の利用料免除を受けられる車両について、規則で、ここに際して補装具等を必要とする者などが運転し、または同乗する車両、介護を必要とする者等が同乗する車両、プレイスの運営に要する車両、教育委員会が特に必要と認める車両としています。今回、要綱改正において、こちらの新旧対照表に記載のとおり、装具等を必要とする者等や介護を必要とする者等の定義を明確にしたものでございます。

次に、武蔵野市立体育施設条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱につきましては、第2条、貸切使用の申請には、指定管理者が認めることとなっておりますが、認める事業のうち、従前は指定管理者の主催・共催事業は全て認められるという規定になっておりましたが、指定管理者の事業であっても「教育委員会が認めるものに限る」と変更しております。

第4条につきましては、使用料の減額又は免除を認める主体が、今まで指定管理者だったものを教育委員会に変更するという改正になります。

その他の改正については、本要綱が引用している武蔵野市立体育施設条例施行規則が、前回教育委員会定例会で改正を行った関係で各条がずれてしまうということで、そのために行った改正になります。

説明は以上になります。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

岩崎委員。

○岩崎委員 第2条の(1)で、指定管理者が行う事業にあっても、教育委員会が認めるものに限るという制限をかけた背景を教えてください。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長　こちらは、今回、教育委員会のほうでもあるんですけども、市の指定管理のほうも同じく、全てではなくて、市のほうが認める場合というふうに限っておりますが、背景としましては、指定管理者の公募などの関係もありますので、全てを認めるということではなくて、市と委員会が協議して、ちゃんと内容として免除するに値するものというものを指定しようということで決めたものになっていると思います。

○岩崎委員　分かりました。前回のように公募に広げることに伴う制限事項の追加という理解でよろしいですか。

○吉原教育長　生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長　そのように考えております。

○吉原教育長　ほかにございます。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項11、武蔵野市立第一中学校改築工事における建設資材落下事故についてです。

それでは、説明をお願いします。学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長　それでは、武蔵野市立第一中学校改築工事における建設資材落下事故について、私のほうからご報告させていただきます。

まず、事故の発生日時、場所であります。日時は、令和7年3月7日、午前9時37分頃、場所は武蔵野市立第一中学校の校庭になります。

事故発生の内容についてですが、2枚目の図面で説明をさせていただきたいと思えます。2つ図示されていまして、上の事故発生状況図をご覧ください。

まず、こちらは現場の配置図になりますが、上のほうが建築中の新校舎になりまして、真ん中付近が校庭になっております。一番下が、現在中学生が授業等を行っている仮設校舎、そういう配置になっております。そういう配置の中で、左側にオレンジで記載されている部分で、現場内の仮設事務所の組立作業を行っておりました。この現場事務所というのがコンテナハウスといいまして、トラックにも積めるコンテナハウスを、10個並べて現場事務所を組み立てる作業を行っており、この日は、10個のうち9個目のコンテナハウスを、このクレーン1号機で荷揚げをしている状況の中で事故が発生しております。

こちらのクレーン1号機にて、コンテナハウスの荷揚げをしていた際に、この日、非常に強い風が吹いており、吊り荷のコンテナが校舎より高い位置に荷揚げされた時に風にあおられコンテナが傾き、コンテナの内外に固定されずに置かれていた連結部材2本とボルトナット1つが隣の校庭に落下したという状況になります。落下した場所が、この図示している校庭の部分になりまして、このときちょうど校庭では、体育の授業をしており、連結部材の一つが、生徒さんの足に当たったという状況であります。

生徒さんのけがは、落下した部材が軽く当たったということで、すぐに授業に復帰できる程度の軽いけがであったという状況です。

3番目、事故の原因につきましては、仮設事務所の設置を担当した協力業者に対して、元請業者が荷揚げ作業計画書の作成・作業前の手順の確認・作業中の監視を怠ったことと、

吊り荷のコンテナハウスの屋根の上と内部に連結部材やボルトナットを固定せずに仮置きしたままコンテナハウスごと荷揚げをしたことに2点になります。

4番目、再発防止策です。

まず、①番目は、再度図面のほうでご説明させていただきます。この再発防止の荷揚げ計画図、下のほうをご覧ください。

まず、繰り返しになりますが、クレーンは1号機、2号機と2基のタワークレーンがあります。そうした中で、まずクレーンの2号機に関して、その下に立入禁止区域を設けました。その上に①と書いているところ、こちらのエリアで地上からの揚重作業を行うということとしています。クレーン1号機については、地上からの揚重作業は行わないということにしております。さらに、立入禁止区域を設けることで、万が一資材が落下したときも、安全区域を設けることで生徒さんの安全をしっかりと担保しようという内容で揚重計画を見直しております。

あくまで1号機の使用は、2号機でまず地上から上げた資材を旋回させ、今青い部分になりますが、例えば青い部分に物をクレーンで揚重したい場合は、校舎の上に一回荷をおろして、その上で1号機で再度この青いエリアに揚重すると、そういう揚重計画を見直しております。

1枚目に戻りまして、今ご説明したのが①になります。

②の対策としましては、高さ3メートルの現状の仮囲いの上に、現状でも2メートルの高さのネットを設置していますが、更に1メートル嵩上げをし安全対策の強化を図っ

ていきます。

③番目としましては、荷揚げ作業内容を前日に学校へ報告するとともに、当日の朝、東・西側の道路際のお知らせ看板に揚重の作業を周知できる体制を取っていきます。

④番、荷揚げ作業における以下の内容について、安全確認を行いながら作業を進めていきますということで、まず1つ目、確実に安全確認が行えるよう、現場内・校庭が見渡せる位置に、クレーン作業の監視台を設けて監視をしていきます。

2つ目、クレーン運転者及び玉掛者原因に今回の事故内容を説明し、しっかり縛るという「固縛の無い状態での荷吊りは行わない」旨、作業計画書にサインをさせ、安全意識の向上を図る。

3つ目、クレーン荷揚げ作業時には周囲に作業中であることを知らせる「玉掛警報機」を取り付け注意を促していきます。

⑤としまして、元請業者の本店安全管理部署参加の下、事故再発防止会議を開催し、今回の事故を教訓として協力業者への作業手順の再指導と元請業者担当者に対する確認業務の教育・啓発をさらに強化していきます。また、元請業者の本店安全管理部署による安全パトロールを週1回に頻度を増やし、監視カメラを利用し工事事務所内や本店での遠隔監視を強化し、現場の安全体制の強化を図っていきますということで対策を検討しております。

続きまして、5番目として、事故後の対応を時系列的に記載しておりますので、こちらを説明していきます。

まず、3月7日に事故が発生しております。事故発生後は、当然のことながら、クレーン荷揚げ作業を中止させております。その上で、中学校より、校支援メールにて、事故発生について保護者にまず一報を入れております。また、学校のほうでは、中学2年生の生徒さんがけがを負ったということで、まず2年生の生徒さんを対象に学年集会で事故内容の一報の説明を入れていきます。また、市議会各会派代表者会議にて、事故の一報の報告をしております。

3月13日には、市議会各会派代表者会議にて、事故内容及びこの時点での再発防止対策案をまず報告した上で、この日の夕方に保護者説明会を開催し、事故内容及び再発防止対策案を説明しているところでございます。この日、保護者は20人出席されております。

3月19日には、保護者の説明会でいただいた意見を踏まえ、再度、再発防止対策を検

討し、市教育委員会より、校支援メールにて、「再発防止対策報告書」を保護者へお送りしております。この内容については、保護者からの問合せはありませんでした。

3月24日には、中学校の臨時の朝礼で、全校生徒に対して、再度事故の発生状況及び今後の再発防止対策の説明をしております。

3月26日には、市議会各派代表者会議にて、こちらの再発防止対策のご報告をさせていただいております。この上で、市教育委員会より、校支援メールにて、揚重作業の再開について保護者にお知らせしまして、27日より再発防止対策を講じた上で、クレーンによる荷揚げ作業を再開しているところでございます。

説明は以上になります。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 今回の課長のご説明でかなり細かいところまでよく分かったわけですが、起きてはいけないことが起きてしまったなということを感じております。ただ、本当に中学2年生のけががそれほど大したことはなかったのが不幸中の幸いかなということをおもいました。

本当にこうやって丁寧に対応していただいたから、今回これで収束したと思うんですが、課長の説明の中で、私、非常に気になったことが1つだけありまして、それは何かというと、当日の天候が非常に風が強かったということ。作業した人が、ボルトと資材を固定せずに載付けたということ、これ普通の作業をやっている方が想像力を働かせたら、非常に危険だなと思わなくてはいけないことなんですよ。それが、そういうことをそのままやったというルーズさというのは、これは非常に残念なことで、課長が示した裏の⑤の1行目から、「今回の事故を教訓として協力業者への作業手順の再指導と元請業者担当者に対する確認業務の教育・啓発をさらに強化する」、この部分がすごく大事だなと。一人一人が想像力を働かせて、これはもしかしたら危険なことが起きるかもしれないぞと思ったら作業を中止するとか、やり方を変えるというようなことをしっかり対応していただくということの一つの機会になったのかなと思っています。これからきっと作業もどんどん続いていくわけですし、こういうことは徹底しましょうということをぜひこれからもしっかりと伝えていくという、いい方向でこれをぜひ生かしていっていただきたいなと思います。

○吉原教育長 ほかに委員の方からございますか。

岸本委員。

○岸本委員 ご説明ありがとうございます。

起きてしまったことは大変遺憾に思います。ですが、その後の速やかな情報共有と細やかな対応策は今後の一つのモデルになると感じました。

○吉原教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

続いて、報告事項12、次期学習者用コンピュータの端末決定と今後の流れについてです。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○荒井指導課長 次期学習者用コンピュータ端末につきましては、東京都の共同調達に乗るということでご報告してきたところでございます。本日は、実際の端末をこちらに用意いたしました。このスペックのご説明と今後の実際の配置までの流れの大まかなところをご説明したいと思います。

端末につきましては、今順番に回させていただきます。

貸与端末につきましては、Dynabook Chromebook C70というもので、現行で使っているものよりもサイズとしては一回り小さくなっています。重量もやや軽くなっています。

Webカメラの画素数も高くなっていることと、特徴として、撮影時に外側のランプが点灯して、撮影されていることが相手に分かるということが特徴としてあるかなと思っています。

バッテリー駆動時間も現在より長く、お急ぎチャージ30分という形で、端末の充電が切れてしまったというときも、比較的チャージ時間も短く済むかなと思っています。

そのほかに、キックスタンドなく自立できるところや、見ていただくと外側に色の違うところがぐるっと取り巻いているのが見えるかと思うんですが、この部分が熱可塑性ポリウレタンになっておりまして、滑りにくさと落下時の衝撃を吸収するという特徴がございます。

本市が当初考えていた様々な、現在のものよりも軽くしたいであるとか堅牢であることですね、壊れにくさとか、そういったところについても一定の担保ができたということで共同調達に乗ったわけですが、本日は実際のものを見ていただいて確認というふうふうに思いお持ちしたところです。

なお、導入までの今後の流れにつきましてですが、ソフトウェアについて現在審議を開始しているところでございます。5月にプロポーザルを実施、6月に物品購入の議案を提出し、7月に議案に基づいて契約を行っていく。

実際には、契約後に、機材は契約するんですけども、その後に初期設定とかソフトウェアの設定、各種設定が必要になります。台数が9,740台ということで膨大な台数になっておりますので、物品の納入は2月頃、各学校には4月の運用に向けて予定では着実に進んでいくと想定しております。

説明は以上です

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

森田委員。

○森田委員 これって、今使われている子たちの学習者用コンピュータも入れ替えるということになるんですか。

○吉原教育長 指導課長。

○荒井指導課長 今使っている機材についても、基本的には入れ替えますが、予備機として、状態の良いものについては残していきたいと考えております。

○吉原教育長 よろしいですか。

○森田委員 分かりました。

○吉原教育長 ほかに委員の方からございますか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項13、武蔵野地域自由大学称号記授与式についてです。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 それでは報告事項13、武蔵野地域自由大学称号記授与式についてご報告させていただきます。

武蔵野地域自由大学は、亜細亜大学、日本獣医生命科学大学、成蹊大学、東京女子大学、武蔵野大学の武蔵野地域5大学で構成されているものでございます。

学生は、各大学の定期科目の履修や寄附講座、5大学の共同教養講座等を受講ができます。

入学の要件は、18歳以上で武蔵野市に在住・在勤の方及び西東京市、杉並区に在住の方になります。ただし、そのうち高校、大学に在学している方は除きます。

称号記の授与につきましては、資料の 5 に記載されておりますとおり、基準以上の学習成果を残した方をたたえ、市独自の称号記の授与を行うものでございます。

今年度につきましては、そちらの表に示されているとおりですが、市民博士 3 名、市民修士 7 名、市民学士 6 名、市民準学士 18 名の 34 名の方が対象となっております。

当日、授与式には 12 名の方がご出席いただきまして、そのうち最高齢の方が 81 歳の方ということでございます。

およそでございますが、通年の講座で受講いたしますと 2 ポイント、半期ですと 1 ポイントの取得となります。市民博士になられるまでおよそ 10 年かかるということで聞いております。

授与式の後には、自由大学学長で作家の乃南アサ学長と各大学の学長、また副学長、市長、教育部長を交えて、グループに分かれましてお茶を飲みながら懇談を開いたということで聞いております。

以上ご報告させていただきます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○吉原教育長 次に、その他です。

その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 ございません。

◎閉会の辞

○吉原教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

今回の教育委員会定例会は、令和 7 年 5 月 2 日金曜日、午前 10 時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前 11 時 52 分閉会